

倉吉市上下水道局告示第6号

令和5年度下水道事業受益者負担金を賦課しようとする本市の区域内にある区域を定めたので、倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年倉吉市条例第12号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和5年4月1日

倉吉市長 広田 一恭

賦課対象区域

No.	町名	地番	地積
①	住吉町	114-1	24.92
②	住吉町	114-5	128.26
③	住吉町	114-6	178.51
④	住吉町	114-7	1.38
⑤	北野	111	175.20
⑥	北野	112	426.44
⑦	北野	115-1	167.00
⑧	北野	128	975.00
⑨	北野	761-15	530.61
⑩	不入岡	815-7	379.00
⑪	不入岡	815-8	195.00
⑫	不入岡	815-9	141.00
⑬	鴨河内	1735-3	324.35
⑭	中河原	520-1	544.00
⑮	中河原	521-1	95.00
⑯	中河原	522-1	327.00
⑰	小鴨	146-2	447.76
⑱	小鴨	146-3	396.08
⑲	小鴨	146-5	234.00
⑳	小鴨	146-6	32.99
㉑	国府	305-1	57.58
㉒	福庭町2丁目	27	375.00
㉓	上井	272-1	829.00
㉔	松河原	16-1	307.00
㉕	松河原	16-5	234.27
㉖	下田中	93-1	167.00
㉗	福庭町1丁目	558	177.05

賦課告示地積合計

7,870.40